

② くらしの中の環境配慮を生かす経済社会システムのための具体的方策

国民の高い環境への問題意識を、具体的な行動として生かすために、環境問題の原則である汚染者負担の原則の下、上記の制約を克服・軽減するための政策を体系的に整備・実施する。具体的には、以下の施策を促進する。

(i) 正確な基礎知識・情報の普及のため、

- ・環境問題に関する情報提供、啓発活動、環境教育を一層促進する。
- ・正確な情報・知識の基礎を拡充するため、環境に関する調査・研究を充実する。

(ii) 生活の具体的局面での情報の入手困難性の緩和のため、

- ・環境ラベル事業を適切に指導する。
- ・リサイクル等に関する具体的な環境情報の流通・ネットワーク化を支援・促進する。

(iii) 環境配慮の実行を有利なものとするため、

- ・環境関連産業の発展基盤を整備し、多様な環境保全関連製品・サービスの安価な供給を促進する。
- ・大量公共交通機関、下水道等、国民の環境に配慮した行動の促進に資する社会インフラを整備する。
- ・環境コストを価格に反映させるというルールを国民の理解を得て確立し、その実現のための経済的措置の活用について検討を進める。また、その具体的措置の導入に際しては、国民の理解と協力を得るよう努力する。

(別表1)

社会的支援の連携策

- | |
|---|
| (i) 医療、保健、福祉等の社会的支援サービスから最適なサービスの種類、程度及び提供主体を判断し、最適サービスを効率的・一体的に提供すること（ケアマネジメント）によって、寝たきり等の防止や介護負担の軽減を図る。また、要介護者の不必要な長期入院（いわゆる「社会的入院」）の解消を図る。 |
| (ii) 予防医療や健康・保健サービスを充実し、国民の健康の確保及び医療費等の軽減を図る。また、この際、健康カードによる各人の健康情報の集積によって効率性の高い予防効果を図る。 |
| (iii) バリアフリー住宅やバリアフリー化を図った社会資本を整備することによって、自立した生活支援、要介護状態の予防、介護負担の軽減、住宅内事故等の防止を図る。 |
| (iv) 保健医療・福祉関連産業に係る市場を適正に形成し、また、福祉サービスにおける利用者負担の適正化を図る。 |
| (v) 企業年金、国民年金基金等の育成・普及を推進し、また、個人年金等による自助努力を促すことによって、公的年金制度の補完を図る。 |
| (vi) 高齢者の有する不動産資産を生前の生活保障（各種サービス、終身年金の給付等）や住宅の質の向上のために活用し、ひいては良質な不動産を円滑に流通させるため、高齢者の有する不動産資産等を担保に貸付を受け、死亡時等に償還するという仕組み等の方策を検討する。 |

(別表2)

新ゴールドプランの主な具体的整備目標

		平成11年度目標	平成7年度予算
デイサービスセンター（デイケアを含む。）	おおむね中学校校区に1.7か所程度整備	全国で1.7万か所	全国で0.9万か所
ホームヘルパー	介護を必要とする高齢者が必要に応じて十分ホームヘルプサービスを受けられるよう確保	全国で17万人確保	9.2万人
ショートステイ	介護を必要とする高齢者が必要に応じて利用できるよう整備	全国で6万人分整備	2.9万人分
在宅介護支援センター	介護を必要とする高齢者が必要に応じて利用できるよう整備	全国で1万か所整備	3.4千か所
特別養護老人ホーム	寝たきりや痴呆のため、施設での介護が必要な者が利用できるよう整備	全国で29万人分整備	22.7万人分
老人保健施設	寝たきりの高齢者等に対し、医療ケアと日常サービスを併せて提供できるよう整備	全国で28万人分整備	16.6万人分
老人訪問看護ステーション	訪問看護を必要とする高齢者が必要に応じて利用できるよう整備	全国で5千か所整備	1.5千か所

(別表3)

緊急保育対策等5か年事業の主な具体的整備目標

		平成11年度目標	平成7年度予算
低年齢児（0～2歳児）保育	入所待機児童等、保育所への入所を希望するすべての低年齢児（0～2歳児）が入所できる水準まで整備	全国で60万人分	47万人分
概ね午後6時以降の保育を行う保育所（延長保育）	都市部（東京23区及び人口30万人以上の市）の保育所の2か所に1か所、その他の地域の保育所の4か所に1か所で実施できる水準まで確保	全国で7,000か所	2,530か所
緊急時や短期間の保育を行う保育所（一時的保育）	都市部（東京23区及び人口30万人以上の市）の保育所の4か所に1か所、その他の地域の保育所の10か所に1か所で実施できる水準まで確保	全国で3,000か所	600か所
乳幼児健康支援 デイサービス事業	人口10万人以上の都市に、人口10万人当たり1か所実施できる水準まで確保	全国で500か所	40か所
放課後児童クラブ	小学校低学年の児童のうち、昼間親が不在等の理由で放課後児童クラブの利用が必要な児童のすべてが利用できる水準まで確保	全国で9,000か所	5,220か所
地域子育て支援センター	保育所等に併設することにより、各市町村に1か所設置できる水準まで確保	全国で3,000か所	354か所